

5 県産品の利用促進について

- 埼玉県中小企業振興基本条例が制定（平成14年12月24日施行）されたことを契機に、県産品の利用促進に取り組んでいます。

【埼玉県中小企業振興基本条例（抜粋）】

第5条 県は、前条の施策を具体的に実施するに当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 中小企業における製品等の販路又は役務の提供範囲の拡大に資するため、県の発注する工事、物品及び役務の調達等に当たっては、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めること。この場合において、防災活動その他の地域における公益の増進に寄与した活動の実績を考慮するよう努めること。
 - ロ 中小企業者に係る下請契約の適正化に資する対策の実施に努めること。
- 二 物品の調達等に当たっては、中小企業者が製造又は加工した物品の利用の推進に努めること。

- 埼玉県公共事業等施行方針の中でも、「工事材料の調達に当たっては、県産品の利用拡大に努めるとともに元請け企業に対しても要請すること」としております。

【令和4年度埼玉県公共事業等施行方針（抜粋）】

2 事業執行上、各発注機関が配慮すべき事項
(4) 県内中小企業・小規模企業の振興について
④ 公共事業等に使用する工事材料等の調達に当たっては、県内企業の活用及び県産品の利用拡大に自ら努めるとともに、元請け企業に対しても要請する。

- さらに、設計、工事の各段階において、県産品の利用に努めることを契約約款や仕様書等に規定しています。

■ 設計

【埼玉県土木設計業務共通仕様書】

(設計業務の条件)

第1209条

14 受注者は設計にあたって、埼玉県産の建設資材の積極的な利用の検討を行うものとする。

【設計業務委託特記仕様書】記載例

II 業務仕様

2. 業務の実施

(1) 一般事項

設計にあたっては、埼玉県産建設資材の積極的な利用の検討を行う。

■ 工事

【埼玉県建設工事標準請負契約約款】

(下請負人等の選定)

第7条

2 受注者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は埼玉県内に本店を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は埼玉県産とするよう努めなければならない。

- また、県は標準仕様として発注しており、発注図書において材料を指定することはできないものの、県産品以外を使用する場合、材料承諾書や資材・製造所等選定報告書によりその理由を提出していただきます。

【埼玉県土木工事監督要綱】

(材料承諾)

第37条

4 使用する材料が県産品でないときは、材料承諾書によりその理由を確認する。

【埼玉県建築工事監督要綱】

(機器及び材料の確認)

第21条 監督員は、受注者から「資材・製造所等選定報告書」が提出されたときは、資材の製造所等を確認する。ただし、使用する材料が県産品でないときは、その理由を確認するものとする。

- 建設管理課では、県産品の利用の促進につながるよう、各種の取り組みをしています。

(1) 建設資材県産品フェアの開催

平成17年度から開催され、今年度で18回目。

8月に県民健康センターで開催し、900名を超える来場者があった。

(2) 建設資材県産品製造会社紹介制度

県産品製造会社約300社（9月1日現在）をホームページ上で紹介。

(3) 建設資材県産品事例集の発行

1,600部を県、市町村等の発注機関、設計コンサル、建設業協会等に配布。

また、ホームページ上でも公開。

(4) 建設資材県産品シンボルマーク

建設資材やパンフレット等に添付・印刷し、使用するもので、36社（9月1日現在）を承認。

引き続き、県産品の利用促進にご協力お願いします。